

秋田市告示第44号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年2月18日

秋田市長 穂 積 志

1 名称

黒沢町内会

2 規約に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持および形成に資することを目的とする。

- (1) 会員相互の連絡事務に関すること。
- (2) 地域の生活環境の改善および向上に関すること。
- (3) 会員相互の親睦研修会および文化教養の向上に関すること。
- (4) 会員の福利厚生に関すること。
- (5) 勝手神社の春・秋祭典実施、年末年始初詣対応、神社の環境整備に関すること。
- (6) その他、目的達成に必要なこと。

3 区域

本会の区域は、秋田市太平黒沢字稲荷、同市太平黒沢字館越、同市太平黒沢字砂子沢、同市太平黒沢字蛭田、同市太平黒沢字平沢、同市太平黒沢字野崎、同市太平黒沢字払川および同市太平黒沢字子田の全域とする。

4 主たる事務所

本会の主たる事務所は、秋田市太平黒沢字払川23番地に置く。

5 代表者の氏名および住所

渡 辺 賢 三

秋田市太平黒沢字野崎58番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無および職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

本会が総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

9 認可年月日

令和7年2月18日